

秦野市手をつなぐ育成会 会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、「秦野市手をつなぐ育成会」という。
昭和42年2月19日に「秦野市手をつなぐ親の会」として発足。
- 第2条 この会は、事務所を秦野市緑町16-3「秦野市保健福祉センター内団体事務室」に置く。

第2章 目的および事業

- 第3条 この会は、秦野市に在住する知的障害のある人および家族が地域社会の中で安心して暮していけるように、次のことを目的とする。
- (1) いろいろな活動事業を通して、よりよい環境作りを推進する。
 - (2) 障害者に対する福祉の向上を推進する。
- 第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- (1) 知的障害者への理解を深める運動
 - (2) 会員相互の親睦と会の活性化
 - (3) 会員の研修と関係諸団体との連携および協力
 - (4) 本人の生活の場の拡充と自主性を高める運動
 - (5) 会活動拡充のための財源確保の推進
 - (6) 各種要望事項を関係機関に提出
 - (7) 会員の相談窓口
 - (8) ともしびショップま木の支援
 - (9) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

- 第5条 この会の会員は、次の通りとする。
- (1) 正会員
 - (2) 準会員
 - (3) 賛助会員
- 第6条 正会員は、秦野市に在住し、かつ知的障害のある児童、成人を持つ保護者とする。この会に入会を希望する保護者は、所定の申し込み用紙に記入し、第7条に規定の会費を添えて、当該支部長または副支部長に申し込む。
- 第7条 正会員の会費は、年額2,000円とする。但し、生活保護法による受給世帯は、会費が免除される。
2. 会費の納入は原則として、年度初めとする。
- 第8条 準会員は、秦野市に在住しないが、秦野市に在住する知的障害のある児童、成人を持つ保護者とする。この会に入会を希望する保護者は、所定の申し込み用紙に記入し、第9条に規定の会費を添えて、事務局に申し込む。
- 第9条 準会員の会費は、年額3,000円とする。但し、生活保護法による受給世帯は、会費が免除される。
2. 会費の納入は原則として、年度初めとする。
- 第10条 賛助会員は、この会の主旨に賛同し賛助会費を継続して納入し援助をする個人または団体とする。
2. 賛助会員の会費は、1,000円／口、任意の口数とする。

第4章 組織および役員

- 第11条 この会は、会の運営のために正会員から次の役員を置く。
- (1) 会長 …… 1名
 - (2) 副会長 …… 若干名
 - (3) 会計 …… 同上
 - (4) 事務局 …… 同上
 - (5) 監事 …… 2名

- 第12条 この会は第4条に規定の諸事業を推進するために、専門委員会役員を置く。
なお、専門委員会のほかに必要に応じて、推進委員会を置くことができる。
各委員会には正会員から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 第13条 この会は、秦野市区域を6つの支部(東・西・南・北・本町・大根鶴巻)に分け、各支部に正会員から支部長1名、副支部長若干名の役員を置く。
- 第14条 この会は、県育成会との連携と福祉向上推進のために、正会員から次の役員を置く。
(1) 県理事 …………… 県育成会定数基準に準じて選任する。
(2) 県代議員 …………… 県育成会定数基準に準じて選任する。
- 第15条 この会に顧問および相談役を置くことができる。
- 第16条 会運営の役員は、次に定める会務を行なう。
(1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
(3) 会計は、この会の資産管理、年度終了時の収支決算報告等の会計事務を行なう。
(4) 事務局は、この会の運営に係わる事務事項を取り纏める。
(5) 監事は、この会の会計および運営を監査する。
- 第17条 専門委員会の運営および業務は、総会における年度事業計画にて承認され決定とする。
- 第18条 支部長および副支部長は、当該支部の取り纏めと地区活動の運営に当たる。
- 第19条 県理事および県代議員は、県育成会への働きかけ要望事項の取り纏めに当たる。
- 第20条 顧問および相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

第5章 役員等の選任

- 第21条 第11条、第12条および第14条に定める役員は、理事会において推薦し総会でその承認を得る。
- 第22条 支部長および副支部長は、各支部の正会員が推薦し、総会でその承認を得る。
- 第23条 顧問および相談役は、会長の推薦に基いて、総会でその承認を得る。
- 第24条 第11条、第12条、第13条および第14条に定める監事以外の役員は、承認された後、自動的にこの会の理事に就任する。

第6章 役員等の任期

- 第25条 役員等の任期は2年とし、再選を妨げない。
2. 継承、補充または増員により就任した役員等の任期は、残任期間とする。

第7章 会議等

- 第26条 この会に定期総会、理事会および幹事会を置く。
2. 幹事会は会長、副会長、事務局、会計、専門委員長および支部長で構成する。
- 第27条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
2. 幹事会が必要と認めたとき、会長はいつでも臨時総会を招集することができる。
3. 総会の議長は、会議の都度、正会員の互選により選出する。
4. 総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。ただし予め提出された委任状は、出席とみなす。
5. 総会の審議事項は、次の通りとする。
(1) 前年度事業報告および収支決算についての事項
(2) 新年度事業計画および収支予算についての事項
(3) 役員についての事項
(4) その他、会の事業に関する重要事項で幹事会が必要と認めた事項
6. 総会の審議事項の承認は、当日に出席した正会員の過半数によるものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
7. 総会の開催は、前もって通知する。
8. 総会の審議事項は、会員に通知する。

- 第28条 理事会は、必要に応じ会長が随時招集する。
2. 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 理事会は、総会に提出する議案と会の運営に係わる議案の審議を行なう。
 4. 理事会は、監事の推薦を行なう。
- 第29条 幹事会は、必要に応じ会長が随時招集する。
2. 幹事会は、会の活動を運営する上で必要とする緊急議案の審議を行なう。
- 第30条 専門委員会は、当該委員長が必要と認めたときに、随時開催することができる。

第8章 会計

- 第31条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第32条 この会の会計は、正会員・準会員と賛助会員の会費、各種補助金・寄付金、および事業活動の収益金をもって当てる。
- 第33条 収支予算と収支決算は、総会の承認を得なければならない。

第9章 会則の変更

- 第34条 この会の会則は、総会で当日出席正会員の3分の2以上の承認を得て変更できる。

付則

1. この会則は、昭和42年2月19日から施行する。
2. この会則関連として、昭和51年8月1日に「賛助会員」が施行される。
3. この会則関連として、平成元年11月1日に「慶弔見舞い金内規」が施行される。
4. 昭和51年8月1日から平成7年5月14日までの間に、本会則の改正を、8回実施したが内容については省略する。
5. 平成8年4月28日より、全面改正した会則を適用する。
6. 平成9年4月29日より、第10条、第12条、第15条の一部を改正する。
7. 平成9年4月28日より、「慶弔見舞い金内規」を「秦野市手をつなぐ育成会慶弔規定」に改名する。
8. 平成10年4月25日より、第7条、第10条、第15条、第24条の一部を改正する。
9. 平成13年5月13日より、第10条、第15条と関連条項一部を改正する。
10. 平成15年5月11日より、第10条、第15条の一部改正と、監査を監事に改名する。
11. 平成16年5月15日より、第10条、第15条について地域生活支援委員会に改名する。
12. 平成17年5月23日より、第10条、第15条について広報推進委員会を新設する。
13. この会関連として、平成17年6月1日に「表彰規定」が施行される。
14. 平成19年5月13日より、第10条、第15条について災害対策委員会を明記すると共に、第9、第14、第15、第24条について総務を事務局に改名する。
15. 平成21年5月16日より、第10条、第15条について、専門委員会名を削除する。
16. 平成22年5月15日より、第7条について「要保護家庭」を「生活保護法による受給世帯」に変更する。
17. 平成23年5月14日より、第1条、第2条について、発足年月日と拠点住所を追加する。
18. 平成26年4月26日より、第4条の事業について、ともしびショップま木の運営を追加する。
19. 平成28年4月30日より、第4条の事業について、ともしびショップま木の支援に変更する。
20. 平成28年4月30日より、第5条、第8条、第9条に準会員の定義を追加する。
21. 平成28年4月30日より、第6条の正会員の定義に、秦野市に在住を追加する。
22. 平成28年4月30日より、第11条、第12条、第13条、第14条、第27条に正会員から選出を追加する。
23. 平成28年4月30日より、第14条の福祉相談員を削除する。
24. 平成28年4月30日より、第19条の福祉相談員を削除する。
25. 平成28年4月30日より、第32条に準会員を追加する。

準会員に関する規定

- 第1条 この規定は、秦野市手をつなぐ育成会の準会員についての入会手続き、資格、権限その他必要な事項を定める。
- 第2条 準会員を希望する人は、正会員・準会員の推薦または本人の意思により、所定の入会申し込み書に必要事項を記載して入会を申し込む。
2. 入会の申し込みがあった場合、理事会において速やかに承認し、準会員名簿に登録する。
- 第3条 準会員は、この会の活動を援助し、会務の充実、会員の士気高揚に寄与するように、努める。
- 第4条 準会員は、この会の全ての行事に参加でき、自由に意見を述べることができる。
- 第5条 準会員は、表決権は有しない。

付則

1. 平成28年4月30日より施行する。

賛助会員に関する規定

- 第1条 この規定は、秦野市手をつなぐ育成会の賛助会員についての入会手続き、資格、権限その他必要な事項を定める。
- 第2条 賛助会員を希望する人は、会員の推薦または本人の意思により、所定の入会申し込み書に必要事項を記載して入会を申し込む。
2. 入会の申し込みがあった場合、理事会において速やかに承認し、賛助会員名簿に登録する。
- 第3条 賛助会員は、この会の活動を援助し、会務の充実、会員の士気高揚に寄与するように、努める。
- 第4条 賛助会員は、この会の全ての行事に参加でき、自由に意見を述べることができる。
- 第5条 賛助会員は、部会を構成し理事会に対し意見を具申することができる。部会は、会長の諮問に応じ、必要事項の調査、審議にあたる。
- 第6条 賛助会員は、表決権は有しない。
- 第7条 この規定に定めるものの他、部会の運営その他必要な事項は、部会の議を経て、理事会において定める。

付則

1. 昭和51年8月1日より施行する。
2. 平成5年5月23日より、第3条、第4条の一部を改正する。
3. 平成7年8月5日より、第1条～第3条、第5条、第7条の一部を改正する。
4. 平成9年4月29日より、第1条、第2条の一部を改正する。

秦野市手をつなぐ育成会 慶弔規定

第1条 (目的)

この規定は、会員の慶弔時等に関する会からの出金およびその資金について定める。

第2条 (資金)

この出金にかかわる資金は、会の会計より充当する。

第3条 (資金の支出対象)

この資金の支出対象は、次の通りとする。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1) 会員の死亡 | 10,000円 |
| 2) 本人の死亡 | 10,000円 |
| 3) 会員および本人の配偶者の死亡 | 10,000円 |
| 4) 会員および本人の疾病、怪我等による14日以上入院加療 | 5,000円 |
| 5) 会員および本人の結婚 | 10,000円 |
| 6) その他必要と認められる場合(理事会で決定) | — |

第4条 (対象者)

本規定の対象は、原則としてこの会に入会手続き完了をもって発生し、その対象者は、会員、本人、会員および本人の配偶者とする。

付則

1. この内規は、平成元年11月1日より施行する。
2. 平成9年4月29日より、会名の変更による標題の改名および、第1条、第3条、第4条の一部を改正する。

秦野市手をつなぐ育成会 表彰規定

第1条 (目的)

この規定は、秦野市手をつなぐ育成会(以下「育成会」という)の発展に功労が極めて顕著なもの等を表彰し、その功績を称えるとともに功をねぎらい、育成会の発展充実に資することを目的とする。

第2条 (対象者)

表彰対象者は、個人であって次の各号に該当するもののうち、育成会理事会において推薦し、決定したものを会長が表彰する。

- (1) 育成会会員で、活動が活発で他の模範となるもの。
 - (2) 育成会理事として、10年以上在任し且つ会の育成指導に努力し、その功績が顕著であるもの。
 - (3) 育成会支部役員として功績が顕著で、その活動が活発で他の模範となるもの。
 - (4) 育成会以外の団体および個人で、育成会に対して積極的に協力援助を行ない、その発展に大きく寄与したもの。
2. 育成会の役員を退任した場合であっても、前条に該当するもので、理事等の推薦により必要と認めた場合、理事会の承認を得て、表彰状または感謝状と記念品を贈ることができる。

第3条 (方法)

表彰は、毎年一回秦野市手をつなぐ育成会総会において、これを行なう。但し特別の事情がある時は、この限りでない。

2. 表彰は、表彰状または感謝状と記念品を贈り、これを表す。

付則

1. この内規は、平成17年 6月1日より施行する。